

カナダ政府による電子渡航認証（eTA）制度運用開始について

カナダ政府の発表によると、本年3月15日以降、カナダに空路で入国する際は、事前に電子渡航認証（Electronic Travel Authorization（eTA））を取得しなければならなくなりました。なお、カナダに陸路または海路で入国する場合、eTAは不要です。

昨年8月1日以前に、就労または就学ビザの発給を受けて、カナダに滞在している方が、カナダ国外に出て、カナダに再入国するときには、このeTAが必要になります。

また、これまでカナダでは、短期滞在（ビジター）で入国する日本人に対してビザは免除されていましたが、本年3月15日以降は、eTAが必要になります。

eTAの申請はオンラインで行うことができ、パスポートとクレジットカード、Eメールアドレスが必要となります。料金は7カナダドルで、有効期間は最長5年間（またはパスポートの有効期限まで）です。

詳しくは、カナダ政府のホームページ（www.Canada.ca/eTA）を御参照ください。同ページからオンライン申請ができます。

カナダ移民局のホームページでは、eTAについて日本語の説明も掲載されていますので御参照ください。

「カナダに空路で入国？」

<http://www.cic.gc.ca/ftp/eta/pdf/factsheet-feuilleinfo/japanese-high.pdf>

「電子渡航認証申請（eTA）申請要旨記入項目についてのご案内」

<http://www.cic.gc.ca/english/pdf/eta/japanese.pdf>